

## 地方税財源の充実強化及び地方分権改革の推進に向けた緊急提言

少子高齢化や経済のグローバル化が進行する中、地方がその活力を維持し発展し続けていくためには、地方分権改革を強力に推し進め、中央集権システムから地方分権型社会へ転換していくことが急務です。

個性豊かで活力に満ちた分権型社会の実現に向けて、昨年からスタートした第二期地方分権改革は、地方分権改革推進委員会が、今年5月に「第1次勧告」を公表し、さらに年内には「第2次勧告」が、来春には「第3次勧告」が予定されており、いよいよ大詰めを迎えています。

しかしその一方で、地方財政の現状は三位一体改革以降の地方交付税の大幅な削減等により、極めて危機的な状況に陥っております。これまで地方は、国を上回る行財政改革を断行してきましたが、巨額の財源不足のため基金も枯渇し、もはや住民の暮らしに直結する経費を確保することさえ限界に達しようとしています。

我々、宮城県自治体代表者会議は、このような厳しい環境の中で、必要な行政サービス水準の維持・充実に向け一層努力していく決意がありますが、地方税財源の充実強化及び地方分権改革の推進に向けて、下記の事項の実現を強く求めるものです。

### 1. 地方交付税の復元・充実

地方交付税の持つ財源保障機能と財政調整機能を十分に発揮するため、地方財政計画の策定に当たっては、地方が必要とする財政需要を適切に計上し、三位一体改革以降大幅に削減された地方交付税総額を復元・充実すること。

### 2. 地方税財源の充実強化

住民が安心して暮らすことができるサービス水準を支えるとともに、分権型社会の基盤をより強固なものとするため、地方税を中心とする地方の歳入構造を確立することが必要です。このため、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指すなど、より一層の地方税財源の充実強化を図ること。

### 3. 国と地方の役割分担の見直しと権限・財源の一体移譲

「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担を見直すとともに、国の出先機関の見直しにあたっては、権限と財源の一体移譲を原則とすること。また、地域の実情に即した総合行政の展開に向け、義務付け・枠付け、関与の徹底的な見直しを行うこと。

### 4. 「(仮) 地方行財政会議」の設置

地方にかかわる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮) 地方行財政会議」を法律により設置すること。

平成20年11月25日

宮城県自治体代表者会議

宮城県知事	村井 嘉浩
宮城県議会議長	高橋 長偉
宮城県市長会会長	梅原 克彦
宮城県市議会議長会会長	赤間 次彦
宮城県町村会会長	佐々木 功悦
宮城県町村議会議長会会長	後藤 清喜